

貝塚市の浸水対策について

- 「貝塚市雨水管理総合計画」：以下の対策を組み合わせ、効率的に浸水対策を進めます。
 - ・「流す」 対策：雨水ポンプ場や雨水管を整備し、すみやかに雨水を排水する。
 - ・「貯める」 対策：雨水貯留槽や雨水タンクなどに一時的に雨水を貯留させる。透水性舗装などで雨水を地下に浸透させる。
 - ・「備える」 対策：日頃から防災情報を確認し、大雨の前に水路の点検・清掃を行う。
- 「貝塚市浸水対策条例」：原則 2,000 m²以上の開発行為等を行う事業者に対し、雨水流出抑制に関する協議を義務付けます。（令和8年4月1日施行予定）
本市では、開発行政と浸水対策の施策を組み合わせて戦略的に推進するため、令和7年度より大阪府から市街化調整区域における開発許可権限の移譲を受けており、市内全域での開発許可権限を有しています。
- 「先駆的な取組み」：市の公共施設について、条例施行前から取組みを進めています。
 - ・本市東地区で現在建設中の地域交流センター（令和9年4月開館予定）において、雨水タンクの設置や透水性舗装を採用します。
 - ・南小学校において、不要となった浄化槽を雨水貯留槽として活用し、その過程で児童が雨水の有効利用について主体的に考える機会を設け、水循環の重要性を学ぶ取組みを実施します。

市民、事業者及び市が連携・協働して浸水対策に取り組み、浸水被害の防止・軽減を図ってまいります。

| |
|--|
| 問合せ先 下水道推進課 TEL 072-433-7361 担当：神藤、川西、鈴木 |
|--|